

# 国保 国民健康保険と後期高齢者医療

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ資格確認書などのお知らせです。

■問合せ 医療保険課 ☎20-3024 国保 ▶国保係 後期高齢 ▶長寿医療係

## 資格確認書や資格情報のお知らせをお届けします

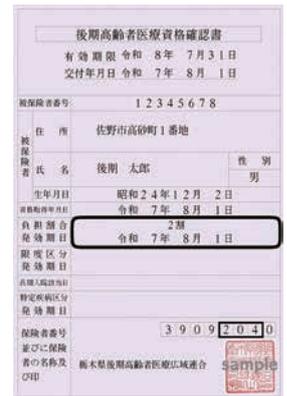
**国保** 現在使用中の保険証の有効期限は7月31日(木)までです。8月からは保険証として利用登録がされたマイナンバーカード(マイナ保険証)をお使いください。マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を7月中に郵送します。マイナ保険証をお持ちの方は、引き続きマイナ保険証をご利用ください。「資格情報のお知らせ」を7月中に郵送します。なお、医療機関などでマイナ保険証の読み取りが出来ない場合は、マイナンバーカードと資格情報のお知らせを一緒に提示してください。

※特別な事情がなく、国保税に未納がある方は「特別療養(10割負担)」になります。詳しくはご相談ください。

**後期高齢** マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、後期高齢者医療制度の被保険者の全ての方へ、8月から使用できる「資格確認書」を7月中に郵送します。75歳以上の方の高齢者福祉タクシー、高齢者生活路線バスの運賃助成については、保険証に代わり「資格確認書」を提示することで、助成を受けることができます。

国民健康保険資格確認書 ▼

後期高齢者医療資格確認書 ▼



**国保 後期高齢**

### 資格確認書などを窓口で受け取りたい方

窓口交付をご希望の世帯には、医療保険課、田沼・葛生行政センターでお渡しします。7月4日(金)までに医療保険課へ電話で申し込み、7月22日(火)以降に本人確認書類を持ってお越しください。

70歳以上の方は、一部負担割合(医療機関の窓口負担割合)が記載されます。

**国保 後期高齢**

## 医療費が高額になりそうなとき

「限度額適用認定証」などを医療機関に提示することで、同じ月の同じ医療機関などでの自己負担額を高額療養費の自己負担限度額までに抑えることができます。マイナ保険証を利用する場合は、限度額適用認定証などの交付申請をしなくても、限度額までの支払いで済みます。

ただし、マイナ保険証を利用している方でも、長期の入院をしていて食事療養費が減額の対象になるなど、事前に申請が必要になる場合もあります。詳しくは医療保険課までお問い合わせください。

### すでに認定証をお持ちの方

**国保** 現在お持ちの限度額適用認定証は7月31日(木)が有効期限です。8月以降も必要な方は、7月16日(水)以降に更新手続きができます。ただし、保険税を滞納していない世帯の方が対象です。

**後期高齢** 限度額認定証の新規発行は終了しましたが、申請によって、限度額区分を資格確認書に記載することができます。なお、令和6年度に限度額認定証の交付を受けたり、資格確認書に限度額区分が記載されていて、令和7年度も該当する方には、限度額区分が記載された資格確認書をお送りします。

#### 申請に必要なもの

- 窓口に来る方の本人確認書類
- 委任状(別世帯の代理人が申請する場合のみ)
- 資格確認書または資格情報のお知らせ

#### 申請場所

医療保険課(1階)、田沼・葛生行政センター

国保 後期高齢

## 保険税・保険料額をお知らせします

▶国民健康保険税 市民税課 ☎20-3007  
▶後期高齢者保険料 医療保険課 ☎20-3024

### 国民健康保険税について

納税通知書を7月15日(火)に発送します。第1期の納期限は7月31日(木)です。

保険税には、世帯の所得が一定の金額以下の場合、軽減措置があります。このため、収入のない場合でも世帯主と国民健康保険加入者全員の申告をお願いします。

また、保険税を特別な事情もなく滞納すると、資格確認書(特別療養(10割負担))などへの切り替えや保険給付が一時差し止めとなる場合がありますので、口座振替などを利用し、納め忘れのないようお願いします。口座振替は、納税通知書同封の「口座振替依頼書」を金融機関に提出するほか、一部の銀行を除き市役所でも手続きできます。

税率および課税限度額を改正しました

区分	基礎課税額		後期高齢者支援金等課税額		介護納付金課税額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
所得割	5.6%	変更なし	2.4%	2.3%	2.1%	変更なし
均等割	19,800円	変更なし	8,400円	変更なし	10,800円	変更なし
平等割	13,800円	変更なし	7,200円	変更なし	6,000円	変更なし
課税限度額	650,000円	変更なし	220,000円	240,000円	170,000円	変更なし

### 後期高齢者医療保険料について

保険料の通知書を普通徴収(納付書または口座振替による納付)の方には7月15日(火)に、特別徴収(年金からの天引き)の方には8月1日(金)に発送します。

保険料の決まり方

$$\text{年間保険料 (最大で80万円)} = \text{均等割額 (45,600円)} + \text{所得割額 (賦課の基となる所得金額} \times 8.84\%)$$

※賦課の基となる所得金額：総所得金額などから基礎控除額を差し引いた額

国保 後期高齢

## けんしん(特定健診、歯科検診、がん検診など)について

対象の方は、けんしんスタートブックに受診券が掲載されています。年に1度無料で受診できますので、ぜひご利用ください。

各種制度の詳細は、通知書同封のチラシなどをご覧ください。  
また、市のホームページでも詳細を記載しております。



▲国民健康保険



▲後期高齢者医療

